



月次運用レポート



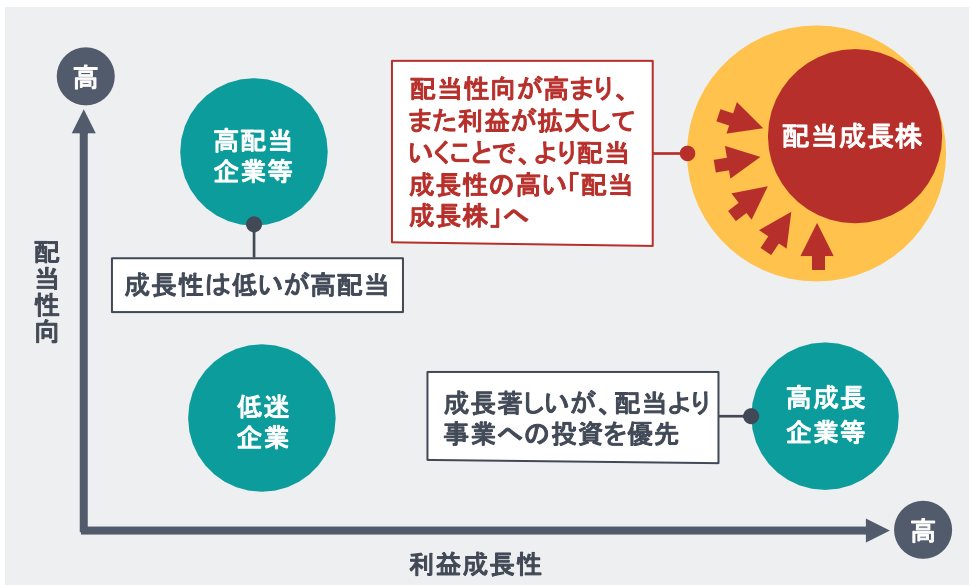
フィデリティ・日本配当成長株・ファンド(分配重視型)
追加型投信／国内／株式

2025年6月

ファンドの
ポイント

- ポイント1** 企業の今後の配当成長(増配)に注目するファンドです。
- ポイント2** 定評ある調査力を活かして銘柄を発掘します。
- ポイント3** 年4回の決算を実施します。

ポイント1 企業の今後の配当成長(増配)に注目するファンドです。



- 一時点の配当だけでは判断しません。「配当が成長(増配)するか＝配当成長」がポイントと考えます。
- 利益拡大に期待ができ、株主重視傾向が高まりつつある日本は、「配当成長」の魅力の高い企業を多く発掘できる市場であると考えています。

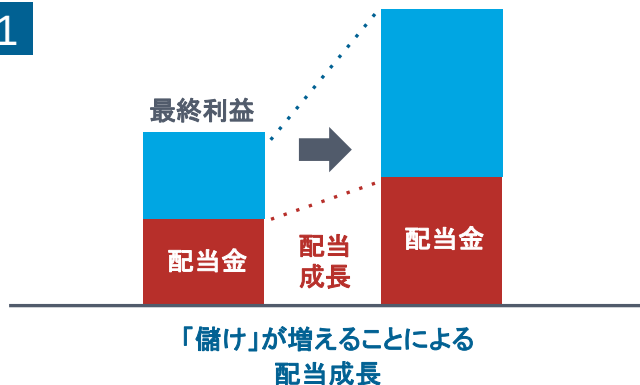
(注) 配当性向とは、利益に対する配当金の割合のことです。

注目するのは、
魅力にあふれた
「配当成長株」です。

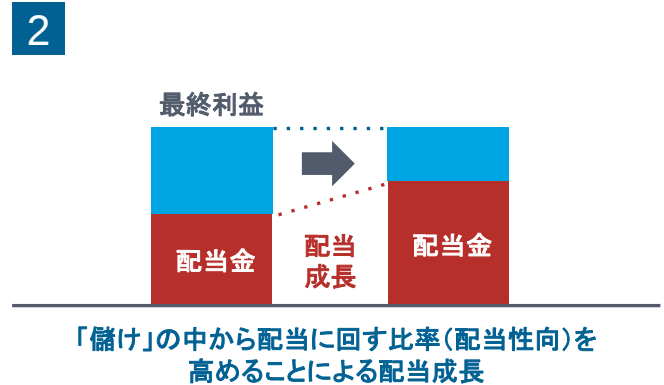
- 配当成長企業は、配当を増やせるだけの「ちから」を持っている企業。
- 例えば、利益が拡大している元気な企業や株主を大切にしている企業、配当を高められる財務体質を持っている企業などです。
- 配当成長株は、そのような企業の株式であるため、魅力の高い銘柄にあふれています。

「配当成長＝増配」の2つのポイント

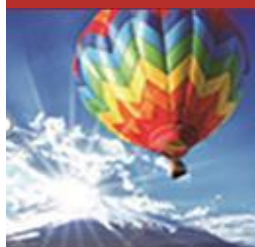
1



2



(注) 上記はイメージ図です。



ポイント2 定評ある調査力を活かして銘柄を発掘します。

グローバルな企業調査

- ひとくちに「配当株」といっても、その後配当を増やす企業も、増やさない企業もあり、株価の動きもさまざま。だからこそ、徹底的な企業調査が重要です。
- 企業活動のグローバル化が進み、企業の成長性などの差が広がるなか、その企業だけの調査では十分ではありません。
- 仕入先や関係会社の調査はもちろんのこと、グローバルネットワークを活かして、世界中の競合他社との比較も行ないます。



(注記はイメージ図です。)

ポイント3 年4回の決算を実施します。



- 原則として、年4回の決算時に、分配対象額の範囲から、ポートフォリオの配当利回りの水準を中心に勘案した金額で分配することを目指します。また、毎年1月および7月の決算時には、売買益(評価益を含みます。)等も分配の対象とします。
- 各決算時の分配対象額の範囲の考え方については、委託会社の判断により今後変更されることがあります。
- ただし、必ず分配を行なうものではありません。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※上記は過去の実績であり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。
 ※最終ページの「ファンドの主なりリスク内容について」を必ずご確認ください。



月次運用レポート



フィデリティ・日本配当成長株・ファンド(分配重視型)

2025年6月

追加型投信／国内／株式

設定日：2005年9月30日

信託期間：原則として無期限

決算日：原則として毎年1、4、7、10月の各10日（休業日の場合は翌営業日）

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

LINE友だち追加
はこちらから>>>フィデリティ投信LINE
公式アカウントでは、
マーケットに関する情
報をお届けしています。

■基準価額・純資産総額の推移

	2025/5/30	2025/4/30
基準価額	12,526 円	11,972 円
純資産総額	708.8 億円	670.4 億円
累積投資額	31,872 円	30,462 円

基準価額 (月中)	高 値	12,526 円	(5月30日)
	安 値	11,987 円	(5月1日)
基準価額 (設定来)	高 値	14,377 円	(2024年7月4日)
	安 値	5,164 円	(2012年6月4日)
累積投資額 (設定来)	高 値	31,907 円	(2024年7月17日)
	安 値	6,598 円	(2008年10月27日)

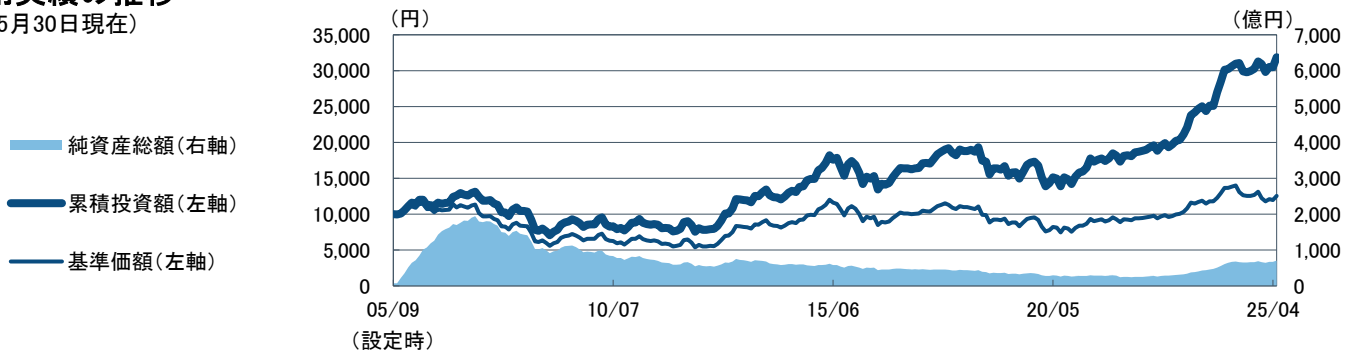
■累積リターン

(2025年5月30日現在)

	直近1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
ファンド	4.63%	6.89%	5.31%	4.08%	69.24%	218.72%

■運用実績の推移

(2025年5月30日現在)



※基準価額は、運用管理費用(後述の「運用管理費用(信託報酬)」参照)控除後のものです。

※累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。

※累積リターンは、収益分配金を再投資することにより算出された収益率です。ただし、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

■分配の推移(1万口当たり／税引前)

(2025年5月30日現在)

決算期	日付	分配金
第73期	2024年1月10日	400 円
第74期	2024年4月10日	80 円
第75期	2024年7月10日	950 円
第76期	2024年10月10日	85 円
第77期	2025年1月10日	700 円
第78期	2025年4月10日	85 円
設定来累計		9,400 円

※分配金は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。また運用状況によっては分配を行わない場合があります。

■組入上位10銘柄(マザーファンド・ベース)

(組入銘柄数: 70)

(2025年4月30日現在)

	銘柄	業種	比率	予想配 当利回り
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.1%	3.4%
2	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.5%	3.5%
3	トヨタ自動車	輸送用機器	3.1%	3.4%
4	三菱商事	卸売業	2.7%	3.9%
5	大林組	建設業	2.5%	3.6%
6	日立製作所	電気機器	2.3%	1.3%
7	SOMPOホールディングス	保険業	2.3%	2.8%
8	T&Dホールディングス	保険業	2.3%	2.7%
9	SWCC	非鉄金属	2.2%	2.0%
10	大阪瓦斯	電気・ガス業	2.2%	2.7%

上位10銘柄合計

27.3%

(対純資産総額比率)



平均予想配当利回り(マザーファンド・ベース) (2025年4月30日現在)

ポートフォリオの平均予想配当利回り	3.3%
(ご参考)TOPIXの平均予想配当利回り	2.5%

※予想配当利回りおよび平均予想配当利回りは、ファクトセットの1株当たりの予想配当金を基にフィデリティ投信が算出しています。
※データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

ポートフォリオの状況(マザーファンド・ベース)

(2025年4月30日現在)

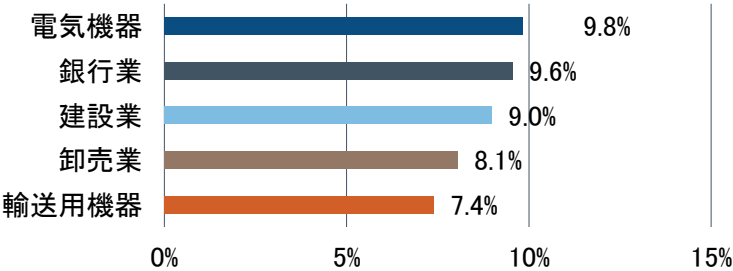
資産別組入状況

株式	97.0%
現金・その他	3.0%

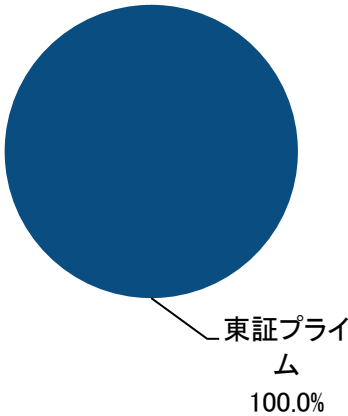
市場別組入状況

(対純資産総額比率)

組入上位5業種



(対純資産総額比率)



(対投資資産比率)

※未払金等の発生により「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。
※業種は東証33業種に準じて表示しています。



月次運用レポート



フィデリティ・日本配当成長株・ファンド(分配重視型)

2025年6月

追加型投信／国内／株式

■コメント

(2025年5月30日現在)

【市場概況】

当月の東京株式市場は、トランプ政権の関税政策に対する警戒感が和らいだことを背景に、前月に続き上昇しました。

米国が英国と貿易協定を締結し、中国とは相互追加関税の引き下げに合意するなど、米関税政策が緩和方向に進展するとの期待が高まったことに加え、日米の金融政策が現状維持となったことや、主要企業の2024年度決算発表で自社株買いの設定が相次いだことも押し上げ要因となり、日本株は月半ばまで堅調に推移しました。その後は、米国債の格下げによる財政悪化懸念から米長期金利が上昇し、円高・ドル安が進行したことや、利益確定売りが重なり上値を抑えられる展開となりました。しかし為替が円安に転じたことや、米国が欧州連合(EU)に対する追加関税の発動を延期したことを受けて株価は再び上昇すると、米国際貿易裁判所がトランプ関税の大部分を違法と判断したことや、米半導体大手の好決算なども支援材料となって上値を広げました。ただし、米連邦巡回区控訴裁判所が米国際貿易裁判所の判決執行を一時的に停止する判断を下したことから、最終日は反落し、月の上昇幅をやや縮めて月を終えました。

月間の騰落率は、TOPIX(配当込)が+5.10%、日経平均株価は+5.33%でした。

【運用状況】

足もとの予想配当利回りが高い銘柄を主体としつつ、定性分析に基づき将来配当の安定性・成長性を考慮することで、着実な企業価値の向上が見込まれる銘柄を厳選して、当月もポートフォリオを構築しました。4月末においては、大阪瓦斯が組入上位に加わりました。

4月のパフォーマンスにおいて、プラスに影響した要因は、大林組、中外製薬、KDDIなどの組入れでした。逆にマイナスに影響した要因は、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、JX金属などの組入れでした。

【今後の見通し】

米国第一を掲げるトランプ政権の関税政策のほか、米連邦準備制度理事会(FRB)や日銀の政策判断、原材料価格や人件費の上昇など、相場を巡る不透明要因は多いものの、そのような環境であるからこそ、銘柄間におけるバリュエーションの格差が広がって、収益機会も増えて来ると言えます。また東証の上場企業に対する資本コストや株価を意識した経営の要請をきっかけに、企業は資本コストの低減策として株主還元の拡充を加速させており、この動きに伴って当ファンドの組入候補銘柄の裾野は一段と広がっています。ファンドでは、足もとの予想配当利回りが高い銘柄を主体としつつ、定性分析に基づき将来配当の安定性・成長性を考慮することで、着実な企業価値の向上が見込まれる銘柄を厳選して組入れていく方針です。同時に株価のベータ値を意識することで、下値抵抗力が強く、安心して保有して頂くことができるファンドの運営に努めます。

※コメントは、資料作成時点におけるもので将来の市場環境等の変動等を保証するものではありません。また、記載されている個別の銘柄・企業名については、あくまでも参考として申し述べたものであり、その銘柄又は企業の株式等の売買を推奨するものではありません。

※本資料においてグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

収益分配金に関する留意事項

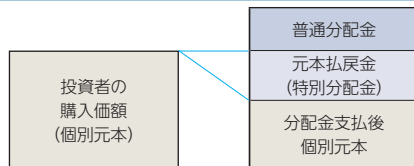
- 1 ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、それぞれの投資者ご自身の個別元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 2 分配金は預貯金の利息とは異なり、分配金支払い後の純資産は減少し、基準価額の下落要因となります。
- 3 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります、その場合当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落します。

分配方針や頻度の異なるコースが存在する場合は、投資者は自身の選択に応じて投資するコースを選択することができます。販売会社によってはコース間でスイッチングが可能です。

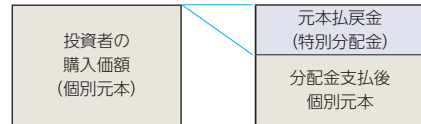
- 1 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。
 ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



- 「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約（償還）時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。
- 「普通分配金」とは、個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
- 「元本払戻金（特別分配金）」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご参照ください。

- 2 分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

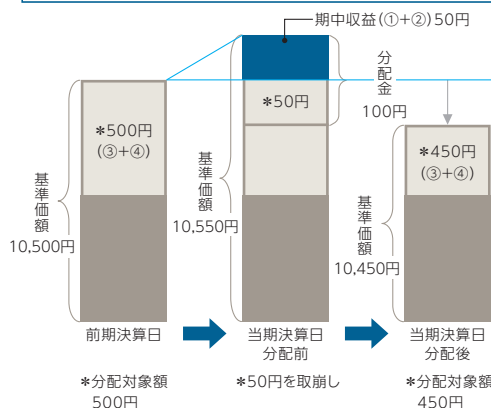
投資信託で
分配金が支払われる
イメージ



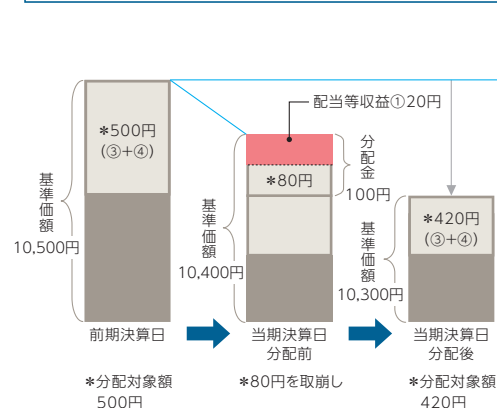
- 3 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

前期決算から基準価額が上昇
当期計算期間の収益がプラスの場合



前期決算から基準価額が下落
当期計算期間の収益がマイナスの場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

フィデリティ・日本配当成長株・ファンド(分配重視型)

追加型投信／国内／株式

ファンドの特色

- 1 わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要投資対象とし、高水準の配当等収益の確保を図るとともに投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。
- 2 ポートフォリオの平均予想配当利回りが市場平均以上となることを目指して運用を行ないます。
- 3 主として予想配当利回りが市場平均以上の銘柄の中から、投資価値の高い銘柄に厳選して投資することで、魅力的な配当収益を確保することを目指します。*
- 4 個別企業分析により企業の配当の成長性を多角的に分析し、将来の配当成長が見込まれる銘柄を発掘します。
- 5 独自の綿密な企業調査に基づき、配当成長を主に
 - ①企業の配当の原資となる収益の成長
 - ②配当性向の上昇
 - ③財務体質の健全化および資本構成の最適化
 の3方向から多角的に分析します。
- 6 株式への投資は、原則として、高位を維持し、投資信託財産の総額の65%超を基本とします。なお、株式の他、その他の有価証券(不動産投資信託証券等)に投資することがあります。

※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

※ファンドは「フィデリティ・日本配当成長株・マザーファンド」を通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

* 配当成長の分析により、今後の配当利回りの成長が見込める場合には、分析時点の予想配当利回りが市場平均を下回る銘柄であっても、投資を行なう場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**したがって、**投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。**

ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

主な変動要因

価格変動リスク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
---------	--

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

■**クーリング・オフ**: ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

■**流動性リスク**: ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要性が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

■**デリバティブ(派生商品)に関する留意点**: ファンドは、ヘッジ目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的の場合に限り、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

フィデリティ・日本配当成長株・ファンド(分配重視型)

追加型投信／国内／株式

お申込みメモ

商品の内容やお申込みの詳細 についての照会先	委託会社	フィデリティ投信株式会社
	インターネットホームページ	https://www.fidelity.co.jp/
	電話番号	0570-051-104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
	上記または販売会社までお問い合わせください。	
購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。	
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。	
購入代金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。	
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。	
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。	
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。	
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに購入・換金の申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。	
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超えるご換金はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。	
信託期間	原則として無期限（2005年9月30日設定）	
繰上償還	ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。	
決算日	原則、毎年1月、4月、7月および10月の各10日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。	
ベンチマーク	ファンドにはベンチマークを設けません。	
収益分配	年4回の決算時に、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。	
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。	

ファンドの費用・税金

購入時手数料	3.30%（税抜3.00%）を上限 として販売会社が定めます。 ※詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換金時手数料	ありません。
信託財産留保額	基準価額に対し 0.30% です。
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に対し、 年1.188%（税抜1.08%） の率を乗じた額が運用管理費用（信託報酬）として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。
その他費用・手数料	組入有望証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。 法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎年1月及び7月に到来する計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。
税金	原則として、収益分配時の普通分配金ならびにご換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 税法が改正された場合等には、上記内容が変更になる場合があります。

※当該手数料・費用等の上限額および合計額については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※ファンドの費用・税金の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

フィデリティ・日本配当成長株・ファンド(分配重視型)

追加型投信／国内／株式

委託会社、その他の関係法人

委託会社	フィデリティ投信株式会社 【金融商品取引業者】関東財務局長(金商)第388号 【加入協会】一般社団法人 投資信託協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会
受託会社	みずほ信託銀行株式会社
販売会社	販売会社につきましては、委託会社のホームページ(アドレス: https://www.fidelity.co.jp)をご参照ください。

- 当資料はフィデリティ投信によって作成された最終投資家向けの投資信託商品販売用資料です。投資信託のお申込みに関しては、以下の点をご理解いただき、投資の判断はお客様ご自身の責任においてなさいますようお願い申し上げます。なお、当社は投資信託の販売について投資家の方の契約の相手方とはなりません。
- 投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。また、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入しておりません。
- 「フィデリティ・日本配当成長株・ファンド(分配重視型)」が投資を行なうマザーファンドは、主として国内の株式を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。
- ファンドの基準価額は、組み入れた株式やその他の有価証券の値動き等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、保有期間中もしくは売却時の投資信託の価額はご購入時の価額を下回ることもあり、これに伴うリスクはお客様ご自身のご負担となります。
- ご購入の際は投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ずお受取りのうえ内容をよくお読みください。
- 投資信託説明書(交付目論見書)については、販売会社またはフィデリティ投信までお問い合わせください。なお、当ファンドの販売会社につきましては以下のホームページ(<https://www.fidelity.co.jp/>)をご参照ください。
- 当資料は、信頼できる情報をもとにフィデリティ投信が作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。
- 当資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。また、いずれも将来の傾向、数値、運用結果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- 当資料にかかわる一切の権利は引用部分を除き当社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部又は全部の無断での使用・複製は固くお断りいたします。

FACTPD 250408-1

■フィデリティ・日本配当成長株・ファンド(分配重視型) 販売会社情報一覧(順不同)

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○		○	
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○		○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○		
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	○			
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第14号	○			
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第35号	○			
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第62号	○			○
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○			
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○		○	
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○			
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第37号	○			
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○			
第一生命保険株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第657号	○	○		
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		○	
CHEER証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3299号	○	○		
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○		○	
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○			
株式会社中国銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第2号	○		○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			○
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
株式会社長崎銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第11号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○		○	
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○	○		
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	○			○
株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○		○	
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第127号	○		○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
PayPay証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2883号	○			
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第7号	○			
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
丸三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第167号	○			
丸八証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第20号	○			
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
三菱UFJeスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○		○	
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			
UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3233号	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○	○	○	
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			

* 上記情報は当資料作成時点のものであり、今後変更されることがあります。
販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。